

政令第二百六十七号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十号を第五十七号とし、第二百二十六号から第四百十九号までを七号ずつ繰り下げ、第二百二十五号を第三百十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十一 四―メチル―フェニル―（ピロリジン―イル）ペンタン―オン及びその塩類
百三十二 一―「三―メチル―四―（三―フェニルプロパ―エン―イル）ピペラジン―イル」ブタン―オン及びその塩類

第一条中第二百二十四号を第二百二十九号とし、第百十四号から第二百二十三号までを五号ずつ繰り下げ、第百十三号を第百十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十八 二―(メチルアミノ)――(三―メチルフェニル)プロパン――オン及びその塩類

第一条中第百十二号を第百十六号とし、第三十八号から第百十一号までを四号ずつ繰り下げ、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十 一―(二―ジエチルアミノ)エチル―二―(四―エトキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその

塩類

四十一 一―(二―ジエチルアミノ)エチル―五―ニトロ―二―(四―プロポキシベンジル)ベンズイミ

ダゾール及びその塩類

第一条中第三十六号を第三十八号とし、第二十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 二―(四―エトキシベンジル)―五―ニトロ―二―(ピロリジン―イル)エチル」ベ

ンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 N―(二―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル)―一―ブチル―一H―インダ
ゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。